市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

年 月 日	届	住所又は所在地	特別 義務者指定番号					
	出	氏名又は名称	電話番号					
(宛先)今治市長	者	代表者氏名	担当者氏名					
特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことについて、下記のとおり届け出します。								
この届出書を提出する日 における給与の支払を受		常時勤務者	人					
ける者の人数		臨時勤務者	人					
理由								
備考								

【留意事項】

- ◆ この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることになります。 ※ 以後、給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらためて申請が必要となります。
- ◆ この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月 10 にまでに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。
- (例) この届出書を提出した日が3月の場合

12~2 月特別徴収分 ⇒ 4月10日

3月特別徴収分 ⇒ 4月10日

4~5 月特別徴収分 ⇒ 翌月 10 日まで

*	市民税認	果処理欄	納税課処理欄	
市	処理日	担当者	処理日	担当者
処				
理				
欄				

「※」欄は記入しないでください。